



Hakuba Mominoki Hotel

宿泊約款

TERMS AND CONDITIONS FOR ACCOMMODATION CONTRACTS

MOMINOKI RESORT

白馬 樅の木ホテル

HAKUBA MOMINOKIHOTEL

〒399-9301 長野県北安曇郡白馬村和田野の森 Tel.0261-72-5001

お願い

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力くださいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ずご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、又場合によって損害をご負担いただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

● 火災予防上お守りいただきたい事項

1. 火災の原因となりやすい場所での喫煙（寝たばこ、館内の歩行中）はおやめ下さい。
2. 客室内には暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等を持ち込み、ご使用はおやめ下さい。
3. その他の火災の原因となるような行為はおやめ下さい。
4. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめ下さい。
5. 喫煙は灰皿の置いてある所定の場所をお願い致します。
6. レストランは禁煙になっております。喫煙は喫煙コーナーにてお願い致します。
7. お部屋にご到着の際、後記の「館内のご案内」で避難経路をご確認下さい。
8. 緊急時には全館非常ベルが鳴ります。ホテルスタッフが誘導しますので速やかに非常口及び、客室避難はしごより避難して下さい。

● 保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中のお部屋からお出になられる節には施錠をご確認下さい。
2. 館外へお出かけの時は、フロントに鍵をお預けになられますようお願い申し上げます。
3. ご訪問客と客室内でのご面会のご遠慮願います。ご面会はロビー又はラウンジをご利用下さい。

● 貴重品、お預かり品及び遺失物のお取扱について

1. 客室に備付の金庫は、お客様が自由にお使いいただけるよう便宜備えつけてありますが、簡易なものですから、現金・貴重品については事故防止のため、その種類及び価額を明示して必ずフロント（帳場）にお預け下さい。
2. ご滞在中の現金、貴重品等をフロントにお預けにならずに、滅失、毀損等によって生じた損害については、一定の限度額の範囲内でしか賠償致しかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

● お支払いについて

1. 料金支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券若しくはクレジットカードにより、ご出発時又は当館が請求したときフロントでお支払いいただきますので、ご了承下さい。
なお、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法によりお支払いいただくときは、事前にご提示下さい。
2. 旅行小切手以外の小切手でのお支払いはお受け出来ませんので、ご了承下さい。
3. 館内のバーなどサインにてご利用される場合は、お手数ですが、客室鍵をご提示下さい。
4. 都合により、ご到着時にお預り金を申し受けることがございますのでご了承下さい。

宿泊約款

このたびは、当ホテルをご利用賜り厚くお礼申し上げます。お客様の安全確保につきましては、常に万全を期し完璧な防災体制を整えておりますが、念のため、この「お願い」をご一読いただき、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

支配人

お部屋にお着きになりましたら・・・

- ・ 入口ドア内側の緊急避難図で、非常口を2カ所以上確認して下さい。
- ・ 非常口へは、どのお部屋からも2方向の避難路が用意されてますので、実際に歩いてお確かめ下さい。
- ・ なお、火のもとにはくれぐれもご留意下さい。特に、ベッドでのご喫煙はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

火災を発見された場合には・・・

- ・ ダイヤル9を回し、すぐにフロントへ通報して下さい。
- ・ 大声で周囲の人にも知らせして下さい。
- ・ 煙または臭いなどで火災と思われる場合も、すぐにフロント（ダイヤル9）へ連絡して下さい。

ホテル内で火災が発生した場合には・・・

- ・ 非常放送により、火災の発生をお知らせします。
- ・ ホテル従業員が、安全な場所へ誘導しますので、落ち着いて避難して下さい。

避難される場合には・・・

- ・ お部屋から外へ出る際は、延焼防止と煙の拡散防止のため、必ずドアをお閉め下さい。
- ・ タオルを水で濡らし、鼻と口を覆って下さい。
- ・ 壁にそって姿勢を低くし、煙の反対方向の避難階段を選んで進んで下さい。
- ・ 避難の際、エレベーターは絶対に使用しないで下さい。
- ・ 一度避難されてから、貴重品などを取りにお部屋にもどることは、危険ですから絶対におやめ下さい。

地震が起きたら・・・

- ・ 館内放送の指示に従って下さい。
- ・ 窓ガラスから離れて下さい。
- ・ 落下物に注意し、頭を防護して下さい。
- ・ タバコの火はすぐに消して下さい。
- ・ エレベーターは絶対に使用しないで下さい

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 1. 当ホテル(館)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテル(館)が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 1. 当ホテル(館)に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテル(館)に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル(館)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 1. 宿泊契約は、当ホテル(館)が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテル(館)が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテル(館)が定める申込金を、当ホテル(館)が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテル(館)が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテル(館)がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテル(館)は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテル(館)が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第4条の2 1. 当ホテル(館)は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 1. 当ホテル(館)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテル(館)が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしておそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (8) 宿泊しようとする者が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 都道府県の条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

- 第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテル(館)に対し、当ホテル(館)が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

宿泊約款

(宿泊客の契約解除権)

第6条 1. 宿泊客は、当ホテル(館)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 当ホテル(館)は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテル(館)が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテル(館)が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテル(館)が宿泊客に告知したときに限ります。
- 当ホテル(館)は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテル(館)の契約解除権)

第7条 1. 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテル(館)が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - 宿泊客が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 都道府県条例第(第号)の規定する場合に該当するとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ホテル(館)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 1. 宿泊客は、当ホテル(館)に対し、当ホテル(館)が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテル(館)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - その他当ホテル(館)が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 1. 宿泊客が当ホテル(館)の客室を使用できる時間は、午後時から翌朝時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 超過3時間までは、室料金の3分の1(又は室料相当額の30%)
 - 超過6時間までは、室料金の2分の1(又は室料相当額の60%)
 - 超過6時間以上は、室料金の全額(又は室料相当額の100%)
- 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします

(利用規則の遵守)

第10条 1. 宿泊客は、当ホテル(館)内においては、当ホテル(館)が定めてホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 1. 当ホテル(館)の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

宿泊約款

(料金の支払い)

- 第 12 条 1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル(館)が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテル(館)が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
 - 当ホテル(館)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテル(館)の責任)

- 第 13 条 1. 当ホテル(館)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテル(館)の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当ホテル(館)は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第 14 条 1. 当ホテル(館)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテル(館)の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第 15 条 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテル(館)は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテル(館)がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル(館)は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が、当ホテル(館)内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて当ホテル(館)の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテル(館)は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテル(館)に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテル(館)はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第 16 条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテル(館)に到着した場合は、その到着前に当ホテル(館)が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル(館)に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテル(館)は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
 - 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテル(館)の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第 17 条 1. 宿泊客が当ホテル(館)の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテル(館)は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテル(館)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第 18 条 1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテル(館)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテル(館)に対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊約款

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

内 訳		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料 (及び室料+朝食等の飲食料)) ② サービス料 (①×15%)
	追加料金	③ 追加飲食 (①に含まれるものを除く) ④ サービス料 (③×15%)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税 (温泉地のみ) ハ 宿泊税

備考 1 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の 70%、子供用食事と寝具を提供したときは 50%、寝具のみを提供したときは 30% をいただきます。

寝具及び食事を提供しない幼児については、1000 円をいただきます。

(幼児料金を設定するホテル・旅館に限る。)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申し込み人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
14名まで	50%	50%	20%	20%	20%							
15～30名まで	50%	50%	20%	20%	20%	20%						
31名～100名まで	70%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	70%	70%	50%	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	10%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

長野県内に宿泊される皆さまへ

令和8年
2026年
6月1日~
From June 1, 2026

宿泊税のご案内

Accommodation Tax



宿泊された宿泊施設へお支払いください。
Please pay at your accommodation.

宿泊料金が1人1泊当たり6,000円以上の場合

1人1泊につき **200**円

If accommodation fees exceed ¥6,000 per person per night, there will be an additional ¥200 tax per person per night.

2029年(令和11年)6月1日以降は1人1泊につき300円となります。
From June 1, 2029, ¥300 per person per night

暮らす人も訪れる人も楽しめる世界水準の山岳高原観光地を目指します

We aim to be a world-class mountain highland resort, enjoyable for residents and visitors

宿泊税の活用例

Examples of accommodation tax usage



長野県ならではの自然や文化を活かした
誰もがいつでも楽しめる
観光コンテンツの充実に取り組みます。

We will strive to enhance tourism attractions that anyone can enjoy at any time, leveraging Nagano Prefecture's unique nature and culture.



交通アクセスの充実や
観光地のチケットレスサービスの導入など
便利で快適な観光地づくりに取り組みます。

We will strive to create a convenient and comfortable tourism destination by improving transportation access and introducing digital ticketing for sightseeing spots.



寄りたくなる・滞在したくなる
魅力的なまちづくりや
宿泊施設の整備に取り組みます。

We will strive to build appealing communities and provide attractive accommodation facilities that make people want to visit and encourage long-term stays.

お問い合わせ



長野県の宿泊税制度の概要



■ 宿泊税の制度概要や用途に関すること
観光スポーツ部 山岳高原観光課 企画経理係
☎ 026-235-7247
✉ mt-tourism@pref.nagano.lg.jp

■ 宿泊税の手続きや納税に関すること
総務部 税務課 課税係
☎ 026-235-7048
✉ zeimu@pref.nagano.lg.jp

独自に宿泊税を課税する市町村における宿泊税制度の概要

※対象の市町村は変動する場合があります。

松本市
Matsumoto City



軽井沢町
Karuzawa Town



阿智村
Achi Village



白馬村
Hakuba Village

